自治体申請システムによる特殊車両通行許可申請について

令和3年1月から特殊車両通行許可申請について、これまでの窓口及び郵送による申請に加えて、<u>自治</u>体申請システムによる電子申請の受付を開始いたします。

1 対象及び開始期日

茨城県への特殊車両通行許可申請について、令和3年1月4日(予定)から開始します。

2 申請方法

自治体申請システムによる電子申請

自治体申請システムについては下記国土交通省の HP (特殊車両通行許可オンライン申請)を参照ください。

国土交通省 HP: http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

自治体申請システムログイン画面: https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai sinsei/

なお、審査手数料の納入方法及び許可証の受取方法については下記備考欄及び注意事項をご確認く ださい。

○申請時の添付書類等

	提出書類名	備考
1	特殊車両通行許可申請書一式	審査手数料は「いばらき電子申請・届出サービス」により
		電子で納付いただきます。
		申請内容を確認後に下記「特殊車両通行許可申請確認票」
		に記載のメールアドレスへご案内いたしますので指示に
		従い納付願います。
		※申請書の作成については以下の国土交通省 HP を参照
		ください。
		http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/
2	申請データ(tks)	
3	特殊車両通行許可申請確認票	複数の申請をされる場合は申請ごとに作成ください。確
		認表は下記 HP に掲載しています。
		https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiji/kanri/04tokus
		ya/tokusya003.html

○返信用封筒の送付について

許可証については紙面での発行となりますので,郵送での受け取りを希望の方は下記を確認の上,返信用封筒を郵送で送付願います。返信用封筒の郵送がない場合は窓口での交付となります。

- ○必要額の切手を貼付し、提出してください。
- ○サイズについては下記参考を確認の上、適切なもの(レターパック等追跡可能なもの推奨)
- ○返信用封筒の送付先
- ・ 宛先: 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県土木部道路維持課管理担当 参考: 送付物は下記のとおりです。
 - ・許可証1式(許可証鑑,条件書,経路表) ※個別条件での許可を希望の場合「C・D条件及び個別審査箇所一覧」等
 - · 申請書類一式

3 注意事項

- ○本県においては窓口での申請,郵送での申請に加え自治体申請システムによる申請が可能となりますが,どの申請方法で申請されても<u>審査時間に影響はありません</u>。
- ○電子納付については1申請ごとに納付手続きが必要になります。複数の申請の手数料を合算して納付することはできません。
- ○自治体申請システムの操作方法等についての問い合わせは下記までお願いいたします。 国土交通省道路局道路交通管理課 車両通行対策室 03-5253-8483